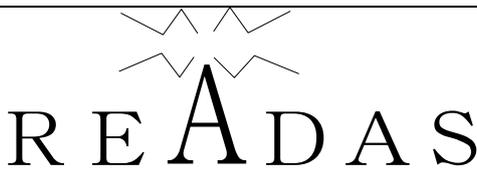


第 5510 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 7月14日 木曜日
----------------	---	---

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

⇨ 利付公社債の評価

Q : 利付公社債の相続税評価が改正になったようですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

利付公社債の評価は、これまでは、次の①から③に分類した上で、各々次のように評価することとされていました。

①金融商品取引所に上場されているもの
金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格+源泉所得税額相当額(注)控除後の既経過利息の額(A) (注)特別徴収されるべき道府県民税の利子割の額に相当する金額を含む。②③について同じ。

②日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定されたもの
日本証券業協会から公表された課税時期の平均値+(A)

③①又は②に掲げる以外のもの
発行価額+(A)

しかしながら、平成25年の税制改正において、平成28年1月1日以後に受け取る特定公社債等の利子等に係る所得については、利子割の課税対象から除外した上で、配当割の課税対象とされたことから、利付公社債の評価等について、「源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額」に含むこととしている「特別徴収されるべき道府県民税」に利子割の額のみならず配当割の額に相当する金額も含むこととされました。この改正は、平成28年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用されます。

